## ◎佐賀県条例第39号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 住民基本台帳法施行条例(平成14年佐賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

Ę		改正前			改正後	
	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>地域交流部</u> において処理する。 別表第1(第2条関係)		-,-	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>総務部</u> において処理する 別表第1(第2条関係)		
	県内の市町の執行 機関	事務		県内の市町の執行 機関	事務	
	佐賀県事務処理の	   注別表第5第1号の3に掲げる事務		佐賀県事務処理の	注別表第5第1号の5に掲げる事務	

佐賀県事務処理の	法別表第5第1号の3に掲げる事務
特例に関する条例	
(平成12年佐賀県	
条例第2号)第2	
条の表第1号の右	
欄に掲げる市町の	
長	

## 別表第2 (第3条関係)

- $(1) \sim (4)$  略
- (5) 肥料取締法(昭和25年法律第127号。以下この号において 「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

ア~オ略

(6)  $\sim$  (17) 略

特例に関する条例

法別表第5第1号の5に掲げる事務

(平成12年佐賀県

条例第2号)第2 条の表第1号の右

欄に掲げる市町の

## 別表第2 (第3条関係)

 $(1) \sim (4)$  略

(5) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。 以下この号において「法」という。) に基づく事務のうち、次 に掲げるもの

ア~オ 略

(6)  $\sim$  (17) 略

附則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第10条及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。